教 生 第 1 2 3 7 号 令和3年(2021年)1月6日

利用団体責任者 様

北海道教育庁生涯学習推進局長 添 田 雅 之

令和3年度(2021年度)における道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用定員について(通知)

令和2年度(2020年度)中における道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用定員については、 令和2年(2020年)10月22日付け教生第891号でお知らせしたとおり、宿泊利用の定員を「おおむね 100人以下」としているところです。

上記通知の際、令和3年(2021年)4月1日以降の宿泊利用定員について改めて通知することとしていましたが、現在の本道における感染状況等から、当庁生涯学習課が作成し、利用者の皆様に遵守いただいている「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」の内容を緩和することは困難であり、各施設における団体受入れの状況等からも、宿泊利用の定員に係る制限を継続することが妥当であると判断し、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 宿泊利用の定員

引き続き、令和3年(2021年)4月1日以降の各ネイパルの宿泊利用定員を「おおむね100人以下」とします。

2 予約済みの団体への対応

次に該当する団体へは利用予定のネイパルから直接連絡を差し上げます。

- (1) 利用者が100名を超える団体には、分散実施等をお願いすることがあります。
- (2) 同日に複数団体の予約があり、その利用者の合計が100名を超える場合は、各ネイパルにおいて抽選し利用団体を決定します。抽選に漏れた場合は、他の利用可能日での利用を御検討ください。
- 3 新規に御予約いただく団体への対応

別添「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」の内容を御理解いただいた上で、適切 に御利用いただくようお願いします。

4 その他

上記1の宿泊利用定員は、令和4年(2022年)3月31日まで継続します。

生涯学習課社会教育施設係

担当:本田

電話:011-204-5743